

協議第36号

農林水産関係事業（協定項目22-13）について

農林水産関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成17年3月8日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22-13 農林水産関係事業について	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>農林水産関係事業については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水田農業総合推進対策事業については、合併時に再編する。 2. 農業振興地域整備計画については、合併時に再編する。 3. 農業関係負担金・補助金について、負担金は合併時に統合する。 各種補助金については、廃止も含め合併後に再編する。 4. 農業近代化資金利子補給事業については、合併後に再編する。 5. 水産業に関することについては、合併後に再編する。 6. 県営土地改良事業に関することについては、現行のまま存続する。 7. 町・村単独土地改良事業については、合併時に再編する。 8. 用地取得・補償に関することについては、合併後に再編する。 9. ほ場整備事業に関する事務については、現行のまま存続する。 10. 土地改良事業負担金・補助金・交付金については、現行のまま存続する。 11. 畜産関係負担金について、郡獣医師会負担金については合併時に再編する。 各種補助金については、廃止も含め合併時に再編する。 12. 家畜排せつ物の管理については、合併時に再編する。 13. 公団造林については、現行のまま存続する。 14. 町村有林管理については、現行のまま存続する。 15. 猟友会については、合併時に再編する。 16. 有害鳥獣駆除に関することについては、合併後に再編する。 				
1. 水田農業総合推進対策事業	<p>(吾)東村水田農業ビジョン実現のため、売れる米作り、水田の有効利用、流通販売の確立、地域担い手育成への取り組みを図る。 [団体](吾)東村水田農業推進協議会 構成員64名、村3名(村長含)、農協理事5名、村議会議員10名、各区長5名、農業委員12名、共済部長15名、農家組合長24名(重複有り)</p>		水田農業構造改革対策事業の計画的な実施と水田農業ビジョンの実現を図る。 [団体] 吾妻町水田農業推進協議会	構成員47名 会長(町長)1名、副会長3名、幹事2名、町8名(町長含む) 農協12名、農業委員会6名、町議員8名、農業共済2名、土地改良区3名、担い手農家7名、消費者団体1名	<p>【調整の区分】 合併時に新町において再編。 【具体的な調整方針案】 事務事業については統一されているが協議会については再編の必要がある。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
2 . 農業振興地域整備計画	<p>東村農業振興地域整備計画 地域指定年度 昭和48年度 整備計画策定年度 昭和49年度 整備計画変更年度 平成15年度 一般管理 年1回 11月、 委員構成 19名 農業委員、議会産業厚生常任委員、村長、議長 委員報酬 なし (記念品あり)</p>	<p>吾妻農業振興地域整備計画 地域指定年度 昭和46年度 整備計画策定年度 昭和47年度 整備計画変更年度 平成15年度 一般管理 年2回 6月12月 委員構成 16名 農業委員代表、議会産業建設常任委員、あがつま農協理事長、吾妻東部森林組合長、町農業研究連絡協議会長、土地改良区役員 委員報酬 日当 7,700円(議会議員を除く) 旅費 費用弁償</p>	<p>【調整の区分】 合併時に新町において再編。 【具体的な調整方針案】 農業振興地域の整備に関する法律により計画を定めているが開催回数事務担当が統一されていないため、合併時に再編する。</p>
3 . 農業関係負担金・補助金・交付金	<p>[概要] 農業団体・農業振興に関する関係団体への負担金・補助金 [名称] 吾妻郡農業振興協議会拠出金 210,900円 群馬県市町村農業農村振興対策協議会負担金 1,500円 花トピアぐんま推進協議会参加負担金 100,000円 群馬県青果物生産出荷安定基金協会負担金 50,000円 吾妻郡果樹研究会費 3,000円 吾妻郡農業研究会費 12,000円 農家組合長活動助成金 120,000円 雑穀振興事業(10a当たり20,000円以内の交付) 1,000,000円 認定農業者育成補助金 204,000円 農協生産部会活動補助金 180,000円</p>	<p>[概要] 農業団体・農業振興に関する関係団体への負担金・補助金 [名称] 吾妻郡農業振興協議会拠出金 782,000円 群馬県市町村農業農村振興対策協議会負担金 2,500円 花トピアぐんま推進協議会参加負担金 100,000円 全国中山間地域振興対策協議会負担金 10,000円 全国中山間地域振興対策協議会 関東支部負担金10,000円 蒟蒻作況調査事業補助金 42,000円 蒟蒻病虫害総合防除生産安定事業補助金 380,000円 果樹振興対策事業補助金 28,000円 花卉振興対策事業補助金 120,000円</p>	<p>【調整の区分】 負担金については、合併時に統合する。 各種補助金については、廃止も含め合併後に再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	花卉優良品種購入事業補助金 (事業額の1/3以内) 630,000円 農協営農指導費補助金 200,000円 農協夏秋なす苗導入補助金 80,000円 農地利用集積掘り起こし活動補助金 224,000円 認定農業者規模拡大農用地利用集積 促進奨励金 44,000円	吾妻町農業研究連絡協議会補助金 1,083,000円 高齢者特産品加工事業補助金 30,000円 農業まつり事業補助金 1,083,000円 水仙まつり事業補助金 1,083,000円 農業農村応援事業費補助金 (生産安定品質向上対策事業7,560,483円) (農用地の利用集積の促進257,540円) 特定野菜等価格差補給事業負担金 (夏秋トマト144,493円 ふき28,217円 みょうが860,819円 夏秋なす40,884円) J A あがつま・大連農業研修振興事業 47,000円 吾妻町農業会議所活動事業補助金 1,500,000円 米政策 J A 電算処理事業補助金 103,000円 計画転作推進事業補助金 214,000円 水田農業構造改革対策推進事業補助金 750,000円	
4 . 農業近代化 資金利子補給事 業に関する事	[目的] 農業者等に対し、農業経営の近代 化に必要な資金の融通を円滑にする措置を講 じ、農業生産力の増進と経営の安定を図る。 利子補給の割合 年1 . 5 %以内	[目的] 農業者又はこれらの組織する団体等 に対し農業経営の近代化と農家生活の合理化 に必要な長期かつ低利な資金の融通を円滑に するため、利子補給等の措置を講じ以て農業 生産力の増進と経営の安定を図ることを目的 とする。 [内容・利子補給率] 農業近代化資金利子補給 認定者農業者 基準金利2.95% 利子補給率 国・県 1.25% 町 1.34%	【調整の区分】 合併後に再編する。 【具体的な調整方針案】 利子補給率が相違しているため合併後 に再編する。ただし、現在の被補給者に ついては町村の制度を新町に引き継ぐ。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		農家負担率 0.36% 認定者以外 基準金利2.95% 利子補給率 国・県 1.25% 町 0.98% 農家負担率 0.72% 総合農政推進資金 農業経営開始資金 経営拡充資金 認定農業者育成資金（スーパーL資金） 経営支援資金 環境保全型農業推進資金 吾妻町農業近代化資金貸付審査会の設置 年2回開催（上半期・下半期） 委員9名（町建設常任委員、農業委員、農協理事） [補助金] 農業近代化資金 5,444,000円 総合農政推進資金 463,000円 認定農業者育成資金 1,680,000円 牛海綿状脳症関連緊急対策資金 105,000円	
5. 水産業に関すること	[補助金] 吾妻漁業協同組合 10,000円 名久田川支部 30,000円 東釣りの会 63,000円	[補助金] 吾妻漁業協同組合 70,000円 吾妻町支部 90,000円	【調整の区分】 合併後新町において再編。 【具体的な調整方針案】 吾妻漁協協同組合下部組織であるため、合併後新町において速やかに調整。 【調整方針の理由】 町村が合併するので、支部についても再編する必要がある。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
6．県営土地改良事業に関する こと	<p>県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。</p> <p>[負担金額] 畑地帯総合整備事業 小泉泉沢地区 582千円</p>	<p>県が行う農業農村整備事業に対して推進及び地元支援を行う。</p> <p>[実施事業] 畑地帯総合整備事業 小泉泉沢地区 畑地帯総合整備事業 植栗地区 ふるさと農道緊急整備事業 広野地区</p> <p>[負担金] 畑地帯総合整備事業（小泉泉沢地区） 4,097千円 畑地帯総合整備事業（植栗地区） 18,000千円 ふるさと農道緊急整備事業（広野地区） 36,000千円</p>	<p>【調整の区分】 現行のまま存続。</p> <p>【具体的な調整方針案】 2町村で同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
7．町・村単 独土地改良事業に 関すること	該当なし	<p>公共事業で整備が困難な場所を対象として、農業用施設等の整備を行い、農林業振興の促進を図る。</p> <p>[事業の補助率] ・農地等整備 50% （補助対象経費50千円～500千円） ・林道整備 40%（ " ）</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。]</p>
8．用地取得・ 補償に関するこ と	<p>村の行う事業において、必要な土地の買収及び補償を行い用地の分筆、所有権移転等の登記申請を行う。あわせて、支障となる立木竹等に対しても補償を行う。</p> <p>県の行う事業において、必要な土地の買収及び補償の交渉を行う。</p> <p>用地買収単価（円 / 1㎡） 宅地・墓地10,000円 農地5,000円 山林・原野850円 雑種地 その都度協議 支障木補償損失補償算定標準書により算出</p>	<p>町の行う事業において、必要な土地の買収及び補償を行い用地の分筆、所有権移転等の登記申請を行う。</p> <p>県の行う事業において、必要な土地の買収及び補償の交渉を行う。</p> <p>用地買収単価（円 / 1㎡） 宅地・墓地1,700円 農地900円 山林・原野400円 雑種地 その都度協議 支障木補償損失補償算定標準書により算出</p>	<p>【調整の区分】 合併後に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村で土地買収単価に差異があるの で、合併後に再編する</p> <p>【調整方針の理由】 新町において新単価を定める。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
9. ほ場整備事業に関する事務	<p>【目的】 農地の区画形質の変更、その他ほ場条件等を整備するハード事業と担い手への農地の利用集積を促進するソフト事業を一体的に実施し、事業により整備された優良農地を将来にわたり維持・保全する体制を確立する。</p> <p>【事業実施地区】 農村振興総合整備統合補助事業（団体営） 箱島地区</p>	<p>【目的】 農地の区画形質の変更、その他ほ場条件等を整備するハード事業と担い手への農地の利用集積を促進するソフト事業を一体的に実施し、事業により整備された優良農地を将来にわたり維持・保全する体制を確立する。</p> <p>【事業実施地区】 農地等高度利用促進事業（団体営） 根古屋地区 基盤整備促進事業（団体） 萩生川東地区 経営体育成促進事業（ソフト） 小泉泉沢地区(事業主体：小泉泉沢地改良区)</p>	<p>【調整の区分】 両町村で同一のため、現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村で同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
10. 土地改良事業負担金・補助金・交付金	<p>群馬県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 10,000円 特別賦課金 150,000円 農村地域農道事業負担金 80,000円 ふるさと農道緊急整備事業推進協議会負担金 100,000円 小泉泉沢土地改良区補助金 改良区補助金 304,000円 利子補給補助金 9,000円 ふるさと活性化事業補助金 30,000円</p>	<p>群馬県土地改良事業団体連合会賦課金 一般賦課金 15,000円 特別賦課金 150,000円 ほ場整備推進協議会補助金 萩生川東地区 200,000円 根古屋地区 200,000円</p>	<p>【調整の区分】 両町村で同一のため、現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 両町村で同一であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p>
11. 畜産関係負担金	<p>吾妻郡獣医師会負担金 5,520円 畜産共進会負担金 牛8,550円 豚20,000円 豚出荷奨励金補助金 248,000円 牛出荷奨励金補助金 16,200円 預託家畜利子補給補助金 59,000円</p>	<p>吾妻郡獣医師会負担金 60,000円 畜産共進会負担金 牛30,000円 豚20,000円 畜産振興対策事業補助金 380,000円 乳牛優良精液導入事業補助金 70,000円 牛受精卵移植推進事業補助金 56,000円 生乳増産対策事業補助金 350,000円</p>	<p>【調整の区分】 負担金 吾妻郡獣医師会負担金については合併時に再編する。 各種補助事業については、廃止も含め合併時に再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		優良後継牛確保対策事業補助金 882,000円 預託肉牛導入利子補給事業補助金591,781円 優良繁殖和牛導入事業補助金 420,000円 優良繁殖和牛保留事業補助金 147,000円 優良種豚導入事業補助金 661,500円 豚優良精液導入事業補助金 189,000円 町畜産総合共進会事業補助金 135,000円 公団営畜産基地建設負担金償還事業 農用地整備公団営畜産基地建設事業の町・ 事業参加者の償還事業。 負担金 町分（道路整備等）52,393,722円 事業参加者分（9名） 144,398,124円	【具体的な調整方針案】 吾妻町の例により合併時に再編する。 【調整方針の理由】 東村で畜産を主に営んでいる農家は1 戸（養豚）であるため、吾妻町の例にな らい再編するのが良いと考える。
12. 家畜排せつ物の管理	該当なし	畜産環境整備対策事業（町単独） 国庫補助及び県補助事業に該当しない簡易 ふん尿処理施設の設置等に対して補助を行う。 補助金 800,000円	【調整の区分】 合併時に新町において再編。 【具体的な調整方針案】 単独補助については新町において再編 する。
13. 公団造林	該当なし	水源かん養重要な保安林のうち、無立木地 など機能が低下した森林を急速かつ計画的に 整備し、水源かん養機能の回復を早期に図り、 より高度に発揮させるために、独立行政法人 緑資源機構の受託事業で必要な整備を行う。 新植費、保育費、保護管理費等を機構が負 担 収益分収は機構40%、町50%、森林組合10% となっている。現在の契約面積は115.69haと なっている。 負担金 年額 2千円	【調整の区分】 現行のまま存続。 【具体的な調整方針案】 現在の契約内容で新町に引き継ぐ。

項目	現況		調整内容
	東村	吾妻町	
14. 町村有林管理	<p>【村有林の概要】 所有村有林面積は206.85haで保安林70.48ha、普通林136.37haとなっている。これを自主造林として管理運営している。</p> <p>当村では直営の村有林作業班2班を置き、村有林の監視、保育作業等を実行してもらっている。</p> <p>【部分林の概要】 昭和38年～49年に造林した分収契約面積は93.80haあり、村有林経営とあわせて直営作業班により管理運営している。</p>	<p>【町有林の概要】 緑資源機構(115.69ha)及び群馬県林業公社(183.86ha)契約地を除く山林経営面積の411.23haを管理している。</p> <p>当町では町有林巡視人9名を置き、町有林の森林状況を監視してもらっている。また、林産物(岩ごけ)等の盗難防止のため林産物監視人を5名置き監視をもらっている。</p>	<p>【調整の区分】(自主造林) 現行のまま存続。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。監視人、作業員については、合併後に再編する。</p> <p>【調整の区分】(部分林契約) 現行のまま存続。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 契約の遵守</p>
15. 猟友会	<p>[名称] 東村猟友会</p> <p>[目的] 狩猟知識の普及、狩猟道德の向上、狩猟事故の防止、東村の行う有害鳥獣捕獲事業に協力する。</p>	<p>[名称] 吾妻町猟友会</p> <p>[目的] 狩猟知識の普及、狩猟道德の向上、狩猟事故の防止、吾妻町の行う有害鳥獣捕獲事業に協力する。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に新町において再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 郡猟友会・両町村猟友会と調整のうえ合併時まで再編する。</p> <p>【調整方針の理由】 町村が合併するので、猟友会支部についても1猟友会で対応するのが望ましい。</p>
16. 有害鳥獣駆除に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣 イノシシ 野兔 熊 猿 鳥類 ・期間は1回につき30日以内(わな・捕獲檻) ・期間は1回につき10日以内(銃器) ・駆除の方法は銃器、わな・捕獲檻等 ・駆除の実施は原則東村有害鳥獣捕獲隊に依頼しているが、被害農林業者へは所有耕作地に限り許可している。 ・東村猟友会には、年間27万円の有害鳥獣捕獲奨励補助金を支出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣 イノシシ 熊 猿 鳥類 ・期間は1回につき30日以内(わな・捕獲檻) ・期間は1回につき10日以内(銃器) ・駆除の方法は銃器、わな・捕獲檻等 ・駆除の実施は原則吾妻町有害鳥獣捕獲隊に依頼しているが、被害農林業者へは所有耕作地に限り許可している。 ・吾妻町猟友会には、年間800万円の有害鳥獣補助金を支出。 	<p>【調整の区分】 合併後新町において再編。</p> <p>【具体的な調整方針案】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律・第9次鳥獣保護管理計画書・両町村鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する許可事務実施要領に基づき鳥獣の適正化に努めているが、補助金額等が統一されていないため、合併時に新たに再編する。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>・イノシシ捕獲は捕獲頭数 1 頭につき10,000円を捕獲補助金として東村猟友会に支出。</p> <p>・イノシシ捕獲にあたり、くくり罠を購入し駆除隊に支給。</p> <p>有害鳥獣防除事業 [概要] 村内の農家等が農地等で行うイノシシ防護柵設置事業のために購入した資材費について補助を行う。</p> <p>・補助金の額 補助事業に要する経費の1/2以内</p>	<p>野生動物による被害対策事業 [概要] 農家が行う野生動物の防護対策（電気柵等）に要する経費の補助 補助額 対象経費の1/3補助</p>	<p>【調整方針の理由】 上記法律等で基本方針は定められているので、猟友会と協議調整のうえ合併後再編する必要がある。</p>